

# 飯田市上久堅地区まちづくり委員会 規約（案）

## 第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 この会は、飯田市上久堅地区まちづくり委員会（以下「本会」という）と称し、事務所を飯田市上久堅 3769 番地（飯田市役所上久堅自治振興センター内）に置く。

（目的）

第2条 本会は、自主自立の精神に基づく住民自治の推進に寄与し、市及び関係諸団体と協働して良好な地域社会を維持すると共に、地区の発展向上に向けた取組を推進することを目的とする。

（区域）

第3条 本会の区域は、飯田市上久堅地域自治区の区域とする。

（組織）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の委員会等を置く。

- (1) 執行役員委員会
- (2) 安全美化委員会
- (3) 健康福祉委員会
- (4) 公民館

2 前項第1号に次の執行委員会を置く。

- (1) 総務文教委員会
- (2) 産業建設委員会
- (3) 保健推進委員会

3 第1項第5号公民館は、飯田市上久堅公民館運営規則（以下「公民館運営規則」という）の定めによる。

4 本会に、委員会に属さない次の委員を置く。

- (1) まちづくり協力員
- (2) 集金係

5 本会に、執行役員委員会議の承認を経て、特別委員会を設けることができる。

6 本会に、ひさかたの火まつり実行委員会（以下「火まつり実行委員会」という）を置く。

（事業内容）

第5条 本会は、目的達成のために、事業の企画、調査、審議並びに事業を実施する。

2 執行役員委員会は執行機関として本会を代表し、地区民の主体的で多様な意見を反映し、各委員会等の事業調整を行い、効果的な事業推進を保障する。

3 各委員会等は、それぞれ規約、規程等を設け、効果的な事業推進を図る。

## 第2章 会員

（会員）

第6条 本会の会員は、原則として第3条に定める区域に居住する個人を対象とし、本会への加入は世帯単位とする。

2 本会の活動を賛助する法人、事務所及び団体等は賛助会員となることができる。

（地区負担金）

第7条 会員は、総会において定める地区負担金を納入しなければならない。

2 地区負担金は、本会会計規程の定めによる。

### 第3章 役員

#### (役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) まちづくり委員会会長（以下「会長」という） 1名
- (2) まちづくり委員会副会長 1名
- (3) まちづくり委員会会計 1名（但し、他役員と兼ねることができる）
- (4) まちづくり委員会監事 2名

2 安全美化委員会及び健康福祉委員会（以下「各会」という）の役員は各会の会則の定めによる。

3 公民館役員は、公民館運営規則の定めによる。

4 執行委員会に委員長及び副委員長を置く。但し、保健推進委員会は委員長のみとする。

#### (役員等の選任)

第9条 執行役員委員会は、次の各号に掲げる方法で選出された役員（以下「執行役員」という）で構成する。

(1) 各区から1名ずつ選出された役員。但し、区からの申し出により、執行役員委員会議並びに合同する該当区の承認が得られた場合は、合同区1名とすることができる。なお、その他の必要事項は、本会執行役員合同区選出規程の定めによる。

(2) 4つの分館から1名ずつ選出された女性委員。

2 第8条第1項の正副会長、会計は執行役員の中から互選により選出し、その任を担う。但し、会長は全地区から選出することもできる。

3 監事は、本会委員以外から選出し、総会において選任する。

4 各会の会長及び安全美化委員会副会長は、執行役員の中から会長が選任する。

5 健康福祉委員会の副会長、各会の会計等役員及び委員の選任は各会の会則の定めによる。

6 公民館は、公民館運営規則の定めによる。

7 執行委員会の正副委員長は、執行役員の中から会長が選任する。

8 特別委員会及び火まつり実行委員会は、規程等の定めによる。

9 第4条第4項のまちづくり協力員及び集金係は、各常会にそれぞれ1名を置く。

#### (役員等の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

3 会計は、本会の経理を総務する。

4 監事は、本会の経理を監査する。

5 各会会長は、各会を代表し、各会が所掌する業務を統括する。

6 各委員会の委員長は、委員会を代表し、各委員会が所掌する業務を統括する。

7 各委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

#### (役員等の任期)

第11条 役員及び委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、監事の任期は3年とする。また、各会会則、規程及び公民館運営規則等に、特に定めのある場合はその規定を適用する。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任任期とする。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (顧問、相談役)

第12条 本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問は、執行役員委員会議の同意を経て会長が委嘱する。

- 3 相談役及び参与は、総会の同意を経て会長が委嘱する。但し、参与は第8条の役員経験者の場合、執行役員委員会議の同意を経て委嘱することができる。
- 4 顧問、相談役及び参与は、必要に応じて会議に出席し意見を述べることができる。
- 5 顧問、相談役及び参与の任期等は、執行役員委員会議の決定による。

#### 第4章 委員会

(執行役員委員会の権能)

第13条 執行役員委員会は、本会の運営、管理の他、各会の円滑な運営の補助及び各区との連絡調整を行うとともに、次の各号に関する事業執行及び調整を行う。

- (1) 地域活性化の推進に関する事。
- (2) 住民間の交流、連携の推進に関する事。
- (3) 地域課題解決の促進に関する事。
- (4) 地域情報の共有に関する事。
- (5) 地域の各種計画の立案、実施に関する事。
- (6) 地域防災に関する事。
- (7) 地域福祉の増進に関する事。
- (8) 地域産業及び観光の振興に関する事。
- (9) 施設の建設、維持に関する事。
- (10) その他各会及び公民館に属さない事項。

(各会等の権能)

第14条 各会及び公民館は目的達成のため、各区との連絡調整を行うとともに、次の各号の事業に関する事業執行及び調整を行う。

- (1) 安全美化委員会は、交通安全及び防火防犯並びに環境美化及び環境保全に関する事。
  - (2) 健康福祉委員会は、健康増進及び地域福祉に関する事。
  - (3) 公民館は、生涯学習及び青少年健全育成に関する事。
- 2 各会及び公民館は、執行役員委員会及び関係委員会と連携、協力し、事業の執行に当たるものとする。
  - 3 各会の運営に関し必要な事項は、各会会則及び公民館運営規則等の定めによる。

(執行委員会の職務)

第15条 執行委員会は、目的達成のため、総会及び執行役員委員会議の決定にしたがって、次の各号の事業に関する企画立案、協議及び執行を行う。

(1) 総務文教委員会

- 組織運営に関する事。
- 地区民の交流に関する事。
- 規約等の制定改廃に関する事。
- 社会福祉、社会教育、学校に関する事。
- 男女共同参画に関する事。
- 市及び議会への協力に関する事。
- その他、上記以外で総務文教委員会に関する事。

(2) 産業建設委員会

- 産業の振興に関する事。
- 観光の振興に関する事。
- 農地の保全に関する事。
- 防災に関する事。
- 地区内施設に関する事。
- 野生鳥獣対策に関する事。
- その他、上記以外で産業建設委員会に関する事。

(3) 保健推進委員会

- 健康の推進に関する事。

(4) 共通

総会の運営に関すること。

上久堅地区基本構想、基本計画の策定、執行に関すること。

(まちづくり協力員及び集金係の職務)

第 16 条 まちづくり協力員及び集金係は目的達成のため、次の各号の任を担う。

- (1)まちづくり協力員は、議決事項、諮問事項等を地区内に周知する。
- (2)集金係は、地区関係費を集金する。

(特別委員会の構成等)

第 17 条 第 4 条第 5 項の特別委員会の設置等に関して必要な事項は、本会特別委員会設置規程により、執行役員委員会議の決議による。

- 2 特別委員会は、本会役員及び委員以外の者も委員とすることができる。
- 3 特別委員会の委員長は、執行役員又は前項委員の中から、執行役員委員会議の同意を経て会長が委嘱する。

(火まつり実行委員会の構成等)

第 18 条 火まつり実行委員会の構成、運営に関して必要な事項等は、本会ひさかたの火まつり実行委員会運営規程（以下「火まつり実行委員会運営規程」という）による。

## 第 5 章 会議

(会議)

第 19 条 本会に次の会議を置く。

- (1)総会
- (2)執行役員委員会議
- (3)各委員会議
- (4)区長会

(総会)

第 20 条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度決算終了後 1 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じ会長が招集することができる。
- 3 総会は、執行役員、公民館長及び公民館運営規則第 3 条の委員長を除いた各区評議員 3 名を持って構成する。
- 4 総会の議長は、出席評議員の中から選出する。
- 5 総会は、評議員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 6 議事は、出席者の過半数により決するものとし、可否同数の場合は議長が決定する。但し、規約の制定及び改廃は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て決するものとする。
- 7 議事録は、会長が調製し、総会において定めた 2 人以上の評議員が署名しなければならない。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1)事業報告及び会計決算の承認に関すること。
- (2)事業計画及び会計予算の決定に関すること。
- (3)資産の処分及び管理等に関すること。
- (4)規約の制定及び改廃に関すること。
- (5)規程の制定に関すること。
- (6)監事の選任、相談役及び参与の委嘱に関すること。
- (7)その他、本会の重要事項に関すること。

(執行役員委員会議)

第 22 条 執行役員委員会議は、総会に次ぐ議決機関とする。

2 執行役員委員会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は毎月開催し、臨時会は必要に応じ会長が招集する。

4 執行役員委員会議は、執行役員及び公民館長で構成する。

5 議事は、構成員の意見を集約し、半数以上の合意をもって、会長が決定する。

6 執行役員委員会議には、課題に応じ、関係する関係団体等役員を招集することができる。

(執行役員委員会議の権能)

第 23 条 執行役員委員会議は、次の事項を審議決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 総会で委任された事項に関すること。

(3) 総会で決議した事項の執行に関すること。

(4) 特別委員会に関すること。

(5) 規程の改廃に関すること。

(6) 会則、規則、細則、要綱又は要領等の制定及び廃止に関すること。

(7) 顧問及び参与の委嘱に関すること。

(8) 執行役員の選出に関すること。

(9) 会計における項目内流用で重要な事項及び予備費の充用に関すること。

(10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(11) 緊急を要し総会に諮ることができない場合で、総会の権限に関すること。

(各委員会議)

第 24 条 各委員会議は、定例会及び臨時会とする。

2 各委員会議は、各委員会所属委員をもって構成する。

3 定例会は、定期に開催し、臨時会は必要に応じ各委員長が招集する。

4 各会、公民館は各会会則又は公民館運営規則の定めによる。

5 特別委員会は、本会特別委員会設置規程の定めによる。

6 火まつり実行委員会は、火まつり実行委員会運営規程の定めによる。

(各委員会議の権能)

第 25 条 各委員会議は、次の事項を審議決定する。

(1) 所管事業執行に関すること（執行役員委員会議に諮るべき事項を除く）。

(2) 各会、公民館、各委員会、火まつり実行委員会が所管する会則、細則、要綱、要領、規程及び公民館運営規則等の改定に関すること。

(区長会)

第 26 条 区長会は、必要に応じ会長が招集することができる。

2 区長会は、会長、副会長、及び各区長をもって構成する。

3 区長会には、課題に応じ、第 9 条第 1 項の執行役員及び関係する関係団体等役員を招集することができる。

## 第 6 章 会計

(会計)

第 27 条 本会の経費は、地区負担金、交付金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 運営費の管理、運用等に関しては、本会会計規程の定めによる。

(予算の執行)

第 28 条 会計年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができるものとする。

2 当該年度の途中において予算項目内の流用はできるものとする。但し、予備費の

充用が必要となった場合には、会長は、執行役員委員会議の承認を経て執行できるものとする。

(特別会計)

第 29 条 本会に特別会計を設けることができる。なお、特別会計に関して必要な事項は本会会計規程の定めによる。

(会計監査)

第 30 条 会計監査は、毎会計年度終了後に行い、総会に報告する。

2 本会会計監査対象の会計は、本会会計規程の定めによる。

(会計年度)

第 31 条 会計年度は、毎年 3 月 14 日に始まり、翌年 3 月 13 日までとする。

## 第 7 章 雑則

(資産の処分及び管理)

第 32 条 本会の資産は会長が管理し、財産管理に関して必要な事項は本会会計規程の定めによる。

(報酬及び手当等)

第 33 条 本会役員及び委員に、報酬、手当及びその他費用弁償費等を支給できる。

2 支給基準は、本会会計規程の定めによる。

(弔慰金等)

第 34 条 本会役員及び委員に、弔慰金又は見舞金等を支給できる。

2 支給基準は、本会会計規程の定めによる。

(役員等の処分)

第 35 条 本会役員任期途中の病気、事故等による辞任、又は会の体面を汚す行為等による処分は、執行役員委員会議で決定し、総会にて報告する。

(備付け帳簿及び書類)

第 36 条 本会の事務所には、本会の運営に関し必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

附則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 4 月 30 日から一部改正し施行する。

この規約は、平成 22 年 3 月 30 日から一部改正し施行する。

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規約は、令和 2 年 4 月 6 日から一部改正し施行する。

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。